

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第33号

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年相模原市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ふじの里山クラブの項中「令和元年7月1日から令和6年6月30日まで」を「令和6年7月1日から令和11年6月30日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に特定非営利活動法人ふじの里山クラブに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人ふじの里山クラブの項の規定は、なおその効力を有する。